

# 住民監査請求の 手引き

桑名市監査委員事務局

# 目次

1. 住民監査請求	1
2. 住民監査請求の方法	1
3. 住民監査請求をできる方	3
4. 対象となる者	3
5. 対象となる事項	4
6. 違法又は不当とする理由	5
7. 市に生じている損害	5
8. 求める必要な措置	6
9. 請求者	6
10. 請求できる期間	7
11. 事実証明書	8
12. 住民監査請求の流れ	9
13. 受付後の処理	10
14. 証拠の提出・陳述機会の付与	10
15. 必要に応じて実施する調査	11
16. 監査結果	12
17. 監査結果に不服がある場合	13
参考 地方自治法	14

## 1. 住民監査請求

### (1) 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方自治法第 242 条の定めにより、市民が、市長や市の職員による財務会計上の行為が違法または不当であり、その結果、市に損害が生じていると考えるときに、これを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置（当該行為の防止、是正、当該怠る事実の是正、市の損害の補填など）を講ずべきことを請求する制度です。

住民監査請求は、財務監査を補完するものであり、一人の住民でもできる反面、その対象が財務会計上の行為に限られています。しかし、監査の結果等に不服がある場合は、住民訴訟を提起することができます。

### (2) 目的

市民の請求に基づく監査により、市財政の適正な運営を確保し、市民全体の利益を守ることが目的としており、個人の権利や利益の救済を図るものではありません。

## 2. 住民監査請求の方法

### (1) 請求方法

住民監査請求は、その要旨を記載した文書を監査委員に提出して行います。（地方自治法施行令第 172 条）

具体的には、地方自治法施行規則第 13 条に規定された様式により調整された書面（以下「請求書」という。）に事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）を添えて行うこととされています。

監査委員は、提出された請求書と事実証明書により、監査を行う必要があるかどうかの判断を行います。

### (2) 提出先

請求書の受付は、桑名市監査委員事務局（末尾参照）で行っています。請求される方は、請求書と事実証明書を直接持参していただくか、郵送してください。FAX や電子メールでの受付はできません。

不明な点がありましたら、事前にお問い合わせください。

(3) 請求書の記載内容

桑名市職員措置請求書（桑名市住民監査請求書）

〇〇〇に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨（下記の事項について、記載してください。）

(1) 請求の対象となる執行機関や職員

誰に対して

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

いつ、どのようなことを行っているか

(3) 違法又は不当とする理由

その行為はどのような理由で違法又は不当なのか

(4) 市に生じている損害

その行為により、桑名市にどのような損害が生じているのか

(生じることが予測されるのか)

(5) 求める必要な措置

どのような措置を請求するのか

(6) 財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由（該当の場合のみ）

なぜ、請求までに1年以上要したのか

2. 請求者

住所 桑名市・・・・・・・・・・

氏名（自署） 〇〇 〇〇

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

桑名市監査委員（あて）

別添事実証明書目録

1

2

### 3. 住民監査請求をできる方

桑名市内に住所を有する方、市内に所在する法人が、監査請求をすることができます。

①桑名市に住所を有する者

個人でも複数人でも請求することができます。(居住期間要件はありません)

請求中に桑名市から市外へ転出した場合は、資格を失います。

②市に本店の所在地又は主たる事務所などを置く法人

### 4. 対象となる者 ～誰に対して～

住民監査請求にあたっては、請求の対象となる者を特定する必要があります。

請求の対象となる者は、①市長、②委員会、③委員、④市の職員（以下「関係職員など」といいます。）に限られます（地方自治法第242条第1項）。

①桑名市長

②委員会

市の教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会

③委員

監査委員

④市の職員

すべての市の職員

※議会及び議員は住民監査請求の対象とはできません。

※関係職員などの特定においては、氏名まで指定する必要はなく、例えば「本件公金の支出を行った職員」や「本件公金の支出について責任を有する者」などとして特定することもできます。

## 5. 対象となる事項 ～いつどのようなこと～

住民監査請求の対象となる事項は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られます（地方自治法第242条第1項）。

### ●財務会計上の行為

#### ①公金の支出（補助金の支出、給与の支給など）

公金とは、法令上市又はその機関の管理に属する現金、有価証券をいいます。

#### ②財産の取得・管理・処分（土地の取得、損害賠償請求権の放棄など）

財産とは、公有財産、物品、債権、基金をいいます。

#### ③契約の締結・履行（売買契約の締結、工事請負契約の履行など）

契約とは、市を一方の当事者とする売買、貸借、請負その他の契約をいいます。

#### ④債務その他の義務の負担（予算額を超える借入金の決定など）

債務その他の義務とは、市に財務上の義務を生じさせるものをいいます。

※上記の財務会計上の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合においても住民監査請求をすることができます。

### ●怠る事実

#### ⑤公金の賦課・徴収を怠る事実（下水道使用料の賦課、市税の徴収を怠るなど）

賦課とは、法令や条例などに基づいて税、手数料又は使用料などの金額を確定させることをいいます。

公金の賦課・徴収を怠る事実の例としては、条例により使用料を納めるべき者に対し故意に使用料を賦課しないこと、課税された市税を理由なく徴収しないことなどが挙げられます。

#### ⑥財産の管理を怠る事実（公有財産の保全管理、債権管理を怠るなど）

財産の管理を怠る事実の例としては、市営住宅（公有財産）に不正に入居している者に対して理由なく法令に基づく措置を取らないこと、条例に基づく貸付金（債権）が貸付目的以外に使われているにもかかわらず漫然と放置していることなどが挙げられます。

## 6. 違法又は不当とする理由 ～どのような理由で～

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、違法又は不当なものに限られますので、請求される方は、請求書に記載する内容が、どのような理由で違法又は不当なのかを具体的に示す必要があります。

違法とは、法令の規定に違反することをいい、不当とは、違法ではないものの行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないことをいいます。

違法又は不当とする主張が単なる憶測である場合や、行政上の判断等の問題に対する主観的見解を述べたものにすぎない場合は住民監査請求の対象とはなりません。

## 7. 市に生じている損害 ～どのような損害か～

住民監査請求の制度は、住民が、監査委員に対し、関係職員などの違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実に対する監査及び防止、是正の措置を請求することで、市の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的としています。

そのため、監査の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、市に何らかの損害を与えるもので、ひいては住民全体の利益に反するものでなければなりません。

よって、住民監査請求は、たとえ違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があっても、市に財産的な損害が発生し又は発生しようとしていると認められない場合は、行うことができません（最高裁判決平成6年9月8日）。

請求される方は、請求書に記載する財務会計上の行為又は怠る事実について、どのような損害が発生し又は発生しようとしているのかを示す必要があります。

## 8. 求める必要な措置 ～どのような措置を求めるのか～

請求される方が、監査委員に対し講ずべきことを求めることができる措置は、財務会計上の行為の①防止、②是正、③怠る事実を改めること、④財務会計上の行為又は怠る事実によって市の被った損害の補てんのために必要な措置に限られます（地方自治法第242条第1項）。

請求される方は、請求書に記載する財務会計上の行為又は怠る事実について、どのような措置が必要であると考えているのかを示す必要があります。

### ●監査委員に求めることができる必要な措置とは

- ①財務会計上の行為を事前に防止するために必要な措置  
(行為の差止め、停止など)
- ②財務会計上の行為を事後に是正するために必要な措置  
(行政処分の無効、契約解除、原状回復、取消しなど)
- ③怠る事実を改めるために必要な措置  
(原状回復、職員の転任、課税処分、滞納処分など)
- ④財務会計上の行為又は怠る事実によって市が被った損害の補てんのために必要な措置  
(損害賠償請求、不当利得返還など)

## 9. 請求者

請求書には、請求される方の住所・氏名を記載する（氏名にあつては自署）必要があります。また、市では、請求される方の連絡先として、電話番号をお聞きしています。



## 10. 請求できる期間

住民監査請求は、正当な理由がある場合を除いて、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、行うことができません（地方自治法第242条第2項）。

財務会計上の行為から1年を経過して請求書を提出する場合、請求書において、1年を経過したことの正当な理由を示す必要があります。

### ●「あった日」とは

違法又は不当な財務会計上の行為の「あった日」は、公金の支出をした日や、契約を締結した日などのように、一時的な行為のあった日をいいます。

### ●「終わった日」とは

違法又は不当な財務会計上の行為の「終わった日」は、市有地の使用貸借契約の満了した日などのように、ある一定の期間継続する行為の終わった日をいいます。

### ●正当な理由とは

#### ①天変地異があった場合

②財務会計上の行為などが秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為などの存在又は内容を知ることができなかつた場合（最高裁判決平成14年9月12日）

※請求される方の個人的な事情は含まれません。

※正当な理由があったと認められるかどうかについては、住民が、財務会計上の行為などの存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかなどによって監査委員が判断します。

なお、怠る事実について行う住民監査請求については、その事実が継続している限り、請求の期間制限はありませんが、①怠る事実が終了した場合や、②怠る事実が財務会計上の行為に起因する場合は、期間制限を満たす必要があります。

●怠る事実について期間制限を満たす必要がある場合

①怠る事実が終了した場合

怠る事実が終了した場合の例としては、理由もなく課税されていなかった建物が課税された場合や放置されていた債権が徴収された場合などが挙げられます。

財務会計上の行為の終わった日から1年を経過したときは住民監査請求をすることができないと同様に、怠る事実の終わった日から1年を経過したときは住民監査請求をすることができません（最高裁判決平成19年4月24日）。

②怠る事実が財務会計上の行為に起因する場合

怠る事実を対象とする監査請求であっても、関係職員などの違法又は不当な財務会計上の行為に基づいて発生した請求権を行使しないことが財産の管理を怠る事実であるとして住民監査請求を行うときは、怠る事実に係る請求権の発生原因である財務会計上の行為のあった日又は終わった日を基準として期間制限を適用すべきであるとされています（最高裁判決昭和62年2月20日）。

## 11. 事実証明書

住民監査請求では、請求される方は、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その内容を証する書面を添える必要があります（地方自治法第242条第1項）。

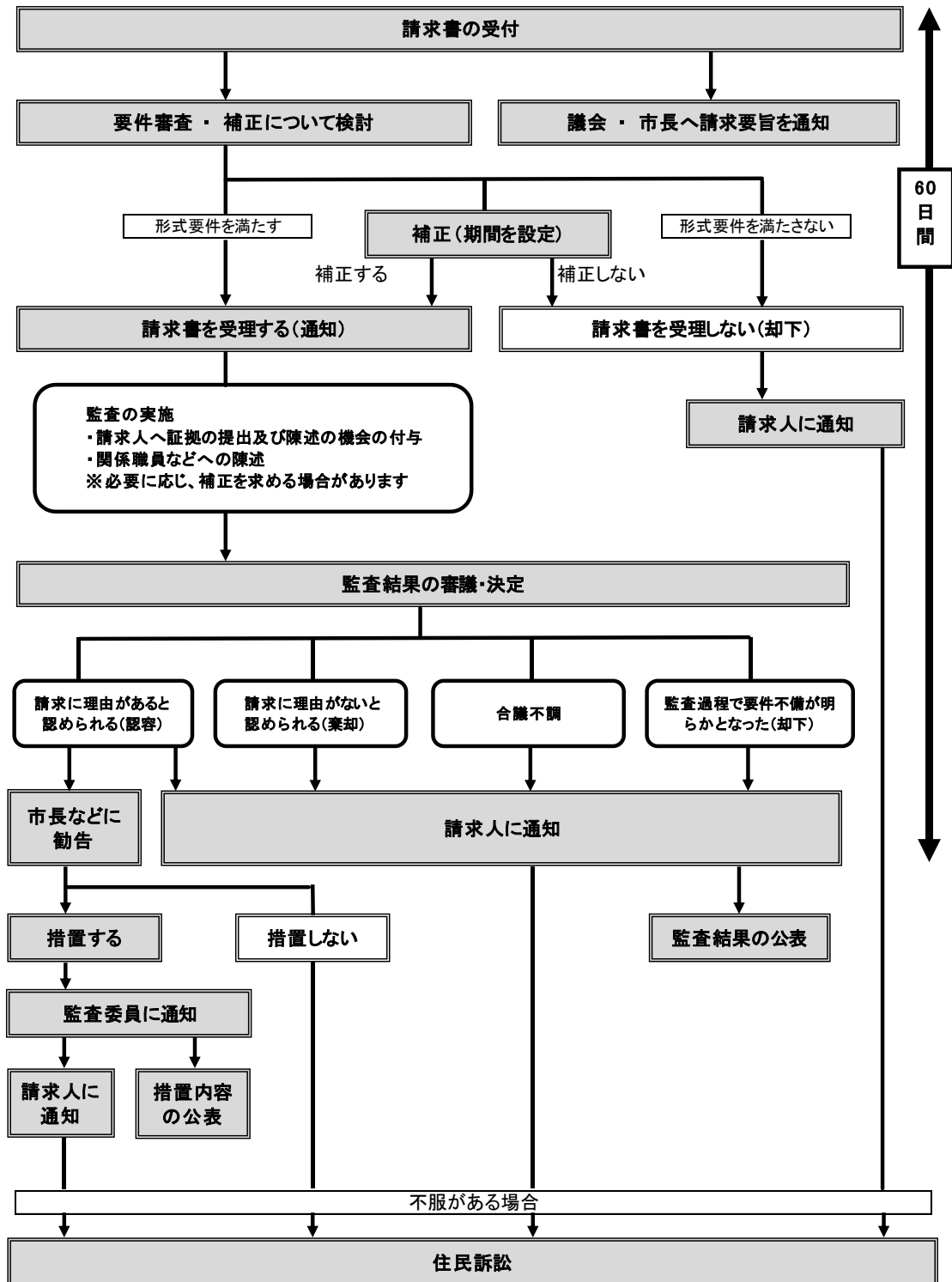
事実証明書として何を添付するかは特にありませんが、一般的なものを挙げると、次のとおりです。

●事実証明書の例

- ①公文書開示制度により入手した財務会計書類などの写し
- ②公文書開示制度により入手した関係職員などの作成した公文書の写し
- ③請求される方などが市に対して行った照会の回答
- ④違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての報道記事

## 12. 住民監査請求の流れ

住民監査請求に基づく監査委員の監査は、住民監査請求があった日から 60 日以内に行われます（地方自治法第 242 条第 6 項）。



## 13. 受付後の処理

監査委員事務局で受付けた請求書について、監査委員が、住民監査請求の要件を満たしていると判断した場合は、請求書を受理し、監査を行います。

一方で、監査委員が、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した場合は、請求を受理せず（却下）、監査を行いません。

また、監査委員は、請求書に不備があるため住民監査請求の要件を満たしていないものの、請求された方に補正（請求書の補足や修正）を求めることで、監査を行う必要があるかどうかの判断ができると考える場合は、請求された方に対し、期限を付して補正を求めることがあります。（概ね3週間以内の範囲で、個別に期限を設定します。）

## 14. 証拠の提出・陳述機会の付与

監査委員は、請求書を受理した場合は、請求された方に対し、監査を行う旨を通知するとともに、証拠の提出及び陳述の機会を設けることを通知します（地方自治法第242条第7項）。請求された方は、証拠の提出及び陳述を行うかどうか、選択することができます。

監査委員は、必要があると認めるときは、請求された方が陳述を行う場合には、関係職員などを、また、関係職員などが陳述を行う場合には、請求された方を、立ち合わせることができます（地方自治法第242条第8項）。

### ●証拠の提出

請求された方は、陳述が行われる日までの間、請求書の趣旨に基づき、証拠の提出を行うことができます。直接お持ちになるか、郵送してください。

### ●陳述

請求された方は、請求書の趣旨に基づき、監査委員の前で陳述を行うことができます。陳述とは、請求された方が、監査委員に対し請求の趣旨を補足して説明するもので、監査委員や関係職員などに質疑などを行うものではありません。

- ・陳述は原則として公開しますが、陳述の内容などから、監査委員がその場で非公開と判断することがあります。
- ・陳述の日時は、監査を行うことが決定した後に、監査委員が指定します。
- ・陳述の会場は、桑名市監査委員事務局（桑名市役所4階）です。
- ・陳述は、原則として請求された方が行います。代理人が陳述を行う場合は、委任状の提出が必要です。

## 15. 必要に応じて実施する調査

監査委員は、請求された方及び関係職員などから陳述を聴取した後、監査のために必要があると認められるときは、①関係人調査及び②学識経験者などからの意見聴取を行います（地方自治法第199条第8項）。

### ●必要に応じて実施する調査など

#### ①関係人調査

関係人とは、住民監査請求の対象となる違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実に関係があるすべての人のことをいい、具体的には、工事の請負契約の相手方、物品の納入者、補助金などの交付を受けた者などが含まれます。必ずしも市の住民に限られません。

監査委員は、関係人に対し、出頭の要請、調査、帳簿・書類その他の記録の提出の要請などを行うことができます。

#### ②学識経験者などからの意見聴取

科学的な根拠や専門的な知識を要する場合などにおいては、研究機関や学識経験者などの意見を聴取します。

## 16. 監査結果

監査委員は、住民監査請求を受理した場合、請求された方の請求に理由があるかどうかを、合議により判断します（地方自治法第 242 条第 11 項）。監査の結果は、監査委員が公表しています。

### ●監査の結果

#### ①請求に理由があると認める（認容）

請求に理由があるとは、請求書において請求された方が指摘する財務会計上の行為又は怠る事実について、監査委員が、違法又は不当であると認めることをいいます。

監査委員は、

- ・関係職員などや議会に対し、期間を示して、必要な措置を講じるよう勧告します。
- ・請求された方に対し、勧告の内容を通知します。
- ・監査の結果を公表します。

#### ②請求に理由がないと認める（棄却）

監査委員は、

- ・請求された方に対し、理由がないと判断したその理由を通知します。
- ・監査の結果を公表します。

#### ③監査委員の合議が調わない（合議不調）

住民監査請求において、合議とは、全監査委員が協議し、監査結果について最終的に意見を一致させることをいいます。

合議不調とは、全監査委員の合議が調わず、監査の結果を出すことができない場合をいいます。

監査委員は、

- ・請求された方に対し、合議が調わなかった旨を通知します。
- ・合議不調となり監査の結果が出せなかった旨を公表します。

#### ④監査を行うなかで、請求の要件を満たしていないと認める（却下）

監査委員が監査を行うなかで、受理した請求書が住民監査請求の要件を満たしていないことが判明する場合があります。

監査委員は、

- ・請求された方に対し、請求の要件を満たしていない旨を通知します。
- ・監査の結果を公表します。

## 17. 監査結果に不服がある場合

請求された方は、違法な財務会計上の行為又は怠る事実についての住民監査請求による監査の結果に不服がある場合、住民訴訟を提起できます（地方自治法第 242 条の 2）。

不当な財務会計上の行為又は怠る事実は、住民訴訟の対象事項とはなりません。詳しくは、津地方裁判所四日市支部にお問合せください。

### ●住民訴訟を提起できる場合とその期間

#### ①監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合

（請求が却下され監査が実施されなかったことに不服がある場合も含まれます。）

監査の結果又は勧告の内容の通知があった日から 30 日以内

#### ②勧告を受けた市長などの措置に不服がある場合

措置に係る監査委員の通知があった日から 30 日以内

#### ③請求をした日から 60 日を経過しても、監査委員が、監査又は勧告を行わない場合

60 日を経過した日から 30 日以内

#### ④勧告を受けた市長などが措置を講じないことを不服とする場合

勧告に示された期間を経過した日から 30 日以内

## 地方自治法

### 第 199 条 略

- 8 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

#### (住民監査請求)

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による請求があったときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
- 4 第 1 項の規定による請求があった場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第 1 項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 第 1 項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から六十日以内に行わなければならない。
- 7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。



- 8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- 9 第5項の規定による監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 10 普通地方公共団体の議会は、第1項の規定による請求があった後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。
- 11 第4項の規定による勧告、第5項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

(住民訴訟)

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第5項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第5項の規定による監査若しくは勧告を同条第6項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
  - 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
  - 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
  - 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求
- 2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。
- 一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があった日から三十日以内
  - 二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があった日から三十日以内
  - 三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内

- 四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内
- 3 前項の期間は、不変期間とする。
  - 4 第1項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもって同一の請求をすることができない。
  - 5 第1項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。
  - 6 第1項第1号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。
  - 7 第1項第4号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。
  - 8 前項の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効の中断に関しては、民法第147条第1号の請求とみなす。
  - 9 第7項の訴訟告知は、第1項第4号の規定による訴訟が終了した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押若しくは仮処分又は第231条に規定する納入の通知をしなければ時効中断の効力を生じない。
  - 10 第1項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第91号）に規定する仮処分をすることができない。
  - 11 第2項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第43条の規定の適用があるものとする。
  - 12 第1項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

## 住民監査請求の提出及び問合せ先

桑名市監査委員事務局（桑名市役所4階）

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地  
電話番号 (0594) 24-1329  
E-MAIL kansajm@city.kuwana.lg.jp